

議案第40号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の
証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の
証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙
徴収の方法に関する条例（昭和39年杉並区条例第42号）の一部を次のように改
正する。

題名中「証紙徴収の方法」を「種別割の賦課徴収の特例」に改める。

第1条中「条例は、」の次に「地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第
2項及び」を加え、「証紙徴収の方法について規定する」を「種別割（地方税法第
442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の賦課徴収に
ついて、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の特例を設ける」
に改める。

第4条を第6条とする。

第3条の見出しを「（証紙徴収の納期）」に改め、同条第1項中「軽自動車税」
を「第3条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割」に改め、同条第
2項を次のように改める。

2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるとき
は、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第3条を第5条とする。

第2条の見出し中「方法及び」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改め
る。

前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税者は、当該税
額を第1号様式による軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）
によつて払い込まなければならない。

2 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、証紙に第2号様式の軽自動車税（種別割）納税済印による検印を受けた時に消滅する。第2条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（種別割の税率）

第2条 特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 原動機付自転車 年額500円

（2） 軽自動車

ア 二輪又は三輪のもの 年額1,000円

イ 四輪以上のもの 年額3,000円

（3） 二輪の小型自動車 年額1,000円

（徴収の方法）

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

別記様式中「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に、「軽自動車税納税済印」を「軽自動車税（種別割）納税済印」に、「Light Motor Vehicle Tax Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する種別割の徴収の方法を改める等の必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の
証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の種別割（地方税法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の賦課徴収について、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の特例を設けることを目的とする。</u></p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第2条 <u>特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に</u></p> | <p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u>ことを目的とする。</p> |

規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 年額500円

(2) 軽自動車

ア 二輪又は三輪のもの 年額1,000円

イ 四輪以上のもの 年額3,000円

(3) 二輪の小型自動車 年額1,000円

(徴収の方法)

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

(証紙徴収の_____手続等)

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。

(証紙徴収の方法及び手続等)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の納税者は、当該税額を別記様式第1号によ

2 前条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、証紙に第2号様式の軽自動車税（種別割）納税済印による検印を受けた時に消滅する。

3 略

（証紙徴収の納期）

第5条 第3条の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

2 区長は、特別の理由がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（条例施行の細目）

第6条 略

る軽自動車税納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、前項による証紙に別記様式第2号の軽自動車税納税済印による検印を受けた時に消滅する。

3 略

（納期）

第3条 軽自動車税

_____の納期は、4月11日から同月30日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した場合に課する軽自動車税の納期は、区長が定める。

（条例施行の細目）

第4条 略